

令和3年度ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者選定要領

令和3年度ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者の選定にあたっては、「静岡県パートナーシップ委員会ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者選定部会」（以下、「選定部会」という。）の審査を経て、受託者を選定する。なお、応募者が1者の場合であっても、審査の結果、受託候補者として選定することができるものとする。

1 書類の確認

(1) 確認方法

募集要項に規定する応募資格、欠格事項、応募書類について、別紙1の書類確認表に従い、事務局（静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課）において確認する。

(2) 失格者

書類の確認の結果、応募要件を満たさないことが判明した場合は、失格とし、応募者にその旨通知する。

2 選定部会による審査及び選定

(1) 日時及び場所

- ・令和3年3月16日（火）10:00～11:30
- ・オンライン（静岡県くらし・環境部会議室）

※ 1の書類確認が終わった応募者には、具体的な時間と場所を別途通知する。

(2) 審査の方法

応募者による提案内容説明（20分間）を行った後、質疑（15分間）を行う。

※応募者による提案内容説明及び質疑はオンライン（Zoom）により実施

(3) 項目及び評点

別紙2の選定審査表により各委員が審査する。

なお、選定部会の委員と応募者の提案内容との間に密接な関係があると事務局が判断した場合は、当該委員はその応募者の審査に加わらないこととする。

(4) 選定部会における受託候補者の選定

ア 委員は、別紙2の選定審査表の評価の合計点の高い順に応募者の順位付けをする。

イ 各委員の順位数を合計し、その合計が最も低い応募者を受託候補者とする。

ウ 順位数の合計の第1位が複数者あった場合は、各委員の評価の合計点を合計し、その合計が最も高い応募者を受託候補者とする。また、評価の合計点の合計の第1位が複数者あった場合は、各委員の投票を行い最も多い得票のあった者を受託候補者とする。

エ 応募者が1者のみである場合は、各委員の配点合計に対し評価の合計点が6割以上となった委員が過半数かつ、委員全員の配点合計に対し各委員の評価の合計点の合計が6割以上となった場合に、その者を受託候補者とする。

オ ア～エに該当する応募者がなかった場合は、各委員の協議により取扱を判断する。

(5) その他

審査は非公開とする。また、講評は行わない。

3 審査結果の通知及び受託者の決定

(1) 審査結果の通知

選定部会において審査した各応募者に、審査結果を通知する。

(2) 受託者の決定

県は、2により選定された受託候補者と交渉を行い、合意に至った場合には、県議会における関係予算の成立後、受託者を決定する。

書 類 確 認 表

応募業務名：令和3年度ふじのくにNPO活動センター等運營業務

応募者名：_____

確 認 項 目		判定	
応募資格 ※全てに該当する必要あり	1	非営利法人、又は非営利法人のみを構成員とした連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。	
	2	法人（目的を同じくする設立前団体を含む。）の活動実績が、概ね1年以上あること。	
	3	今回の委託事業の実施が、法人の定款において可能であること。	
	4	原則として、常勤職員の雇用実績があること。	
	5	NPOの活動を支援する業務（中間支援業務）の実績があること。	
	6	<p>労務・経理事務に精通する専従職員を確保している、又は確保する予定があること。</p> <p>※1 県内に事務所又は事業所を有しない法人については、県内在住者を職員として雇用すること。</p> <p>※2 コンソーシアムにあっては、構成員の一部が県内に事務所又は事業所を有すること。</p>	
欠格事項 ※全てに該当しない必要あり	1	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者	
	2	静岡県から指名停止措置を受けている者	
	3	国税又は地方税の滞納処分の執行がされている者又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない者	
	4	破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者	
	5	<p>次のアからキのいずれかに該当する者</p> <p>ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2項に該当する団体（以下「暴力団」という。）</p> <p>イ 法人の役員等（当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。）である者</p> <p>ウ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者</p> <p>エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者</p> <p>オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者</p> <p>カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者</p> <p>キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者</p>	
	6	特定非営利活動促進法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等、関係法令に違反等している者	
	7	静岡県パートナーシップ委員会ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託者選定部会の委員と法人運営において密接な関係のある者	
応募書類	8	応募書類は整っている。（所定様式、原本1部、副本8部）	
総合判定			
備考	コンソーシアム申請の場合はその旨を記載する		

令和3年度 ふじのくにNPO活動センター等運營業務受託候補者選定審査表

評価項目	評定の着眼点	配点	評価				
			A	B	C	D	E
団体概要	法人の活動ミッション及び活動計画が、活動センター業務に適しているか。	4	4	3	2	1	0
	応募目的が活動センターの運營業務に適しているか。	4	4	3	2	1	0
企画提案	特定の分野及び地域に特化した企画提案となっていないか。	4	4	3	2	1	0
	効果的で効率的な企画提案であるか。	4	4	3	2	1	0
	自法人の強みや中間支援の実績等を活かした内容であるか。	4	4	3	2	1	0
	以下の事業について、効果的な創意工夫がなされているか。						
	社会貢献活動の普及啓発 (実施内容、実施方法、成果目標、他の啓発メニューとの相乗効果等)	4	4	3	2	1	0
	NPOのICT利活用の支援 (NPOのICT利活用ニーズの捉え方、実施内容、実施方法、成果目標等)	4	4	3	2	1	0
	NPO向け講座等の開催 (テーマ、開催方法、成果目標等)	4	4	3	2	1	0
	伊豆地域市民活動ネットワークの運営支援 (交流の促進、メンバーの主体的な活動参加の促進等)	4	4	3	2	1	0
	中間支援人材の育成 (研修内容、開催方法、成果目標等)	4	4	3	2	1	0
	その他の事項に関する創意工夫について、効果的な提案がなされているか。	4	4	3	2	1	0
収支予算書が適切な配分となっているか。	4	4	3	2	1	0	
運営体制	事業計画を確実に運営できる体制となっているか。	4	4	3	2	1	0
	広域的に機動性のある活動を展開することが可能であるか。	4	4	3	2	1	0
総合	センター運営目的達成に資する提案であるか。	8	8	6	4	2	0
計		64					

【評価レベル】 A: 優れている(適している)、B: やや優れている、C: やや劣っている、D: 劣っている、E: 適していない